

介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定・許可の一部の効力の停止処分について

横浜市は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、介護保険サービス等に関する著しく不当な行為及び不正請求が認められたため、次のとおり法の規定に基づき介護保険指定事業者の指定・許可の一部の効力を停止することを決定しました。

1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 介護老人保健施設 希望の森
- (2) 事業所の所在地 横浜市旭区上川井町2968-2
- (3) サービスの種類 介護老人保健施設（定員160）、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- (4) 指定年月日 平成22年2月1日
- (5) 開設者 医療法人社団 司命堂会 理事長 笹沼 鉄郎

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定・許可の一部の効力の停止（新規利用者受入停止12か月間）
- (2) 処分年月日 令和元年9月20日
- (3) 処分期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

3 処分の理由

- (1) 人員配置基準違反（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第2条第1項第1号）

医師について、入所者の数を100で除して得た数以上（平成25～26年度は1.4人、平成27～30年度は1.5人）を配置しなければならないにも関わらず、平成25年4月1日から平成30年7月31日まで間、医師の人員に関する基準を満たしていない。

- (2) 不正請求（介護保険法第104条第1項第6号、介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第6号）

医師の配置基準を満たしていないにもかかわらず、減算（※）を行わないまま介護報酬を不正に請求し受領した。また、人員基準減算に該当する場合に、算定できない加算（サービス提供体制強化加算など計7つ）を算定し本来得ることができない介護報酬を受領した。

（※）人員配置基準欠如の状態で開催をした場合は、介護報酬は約3割少ない単位となります。

- (3) 不正不当（介護保険法第104条第1項第7号、第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第7号）

平成30年8月15日から実施していた監査において、平成25年4月1日から平成30年7月31日まで実際には勤務していない医師を含めた勤務実績を提出した。

4 介護報酬の返還額

不正に請求し、受領していた介護給付費について、法第22条第3項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算して返還を求めます。

- (1) 総額 2億1782万4247円（介護給付費：1億5558万8748円、加算金：6223万5499円）
- (2) 返還期間 平成29年6月から平成30年7月まで

5 利用者について

本処分による介護老人保健施設「希望の森」の現入所者の処遇上の支障は生じません。

【参考】

「介護保険法」(平成9年法律第123号) (抜粋)

(許可の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第5号 (略)

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第8号～第12号 (略)

第2項～第3項 (略)

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第5号 (略)

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第8号～第13号 (略)

第2項 (略)

(指定の取消し等)

第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第5号 (略)

六 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第7号～第13号 (略)

第2項 (略)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(平成11年厚生省令第40号) (抜粋)

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上

第2号～第8号 (略)

第2項～第7号 (略)

お問合せ先

健康福祉局高齢施設課長 壺井 達幸 Tel 045-671-3641